

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（市長の権限の委任）</u> <u>第2条の2 法又は条例若しくは市税</u> <u>に関するその他の条例で定める市長</u> <u>の権限は、次に掲げる事項を除き、</u> <u>神戸市市税事務所長に委任する。</u> <u>（1）課税権の帰属その他法の規定の</u> <u>適用について他の地方団体の長と</u> <u>意見を異にした場合の措置に関す</u> <u>ること。</u> <u>（2）固定資産税に係る固定資産の価</u> <u>格等の決定に関すること。ただ</u> <u>し、法第411条第2項に規定する</u> <u>公示の日以後における価格等の決</u> <u>定に関することを除く。</u> <u>（3）徴税吏員の委任（職務の指定を</u> <u>含む。）並びに固定資産評価員、</u>	

固定資産評価補助員及び固定資産
評価審査委員会の委員の選任に関
すること。

(4) 法第389条第4項の規定による
申出に関すること。

2 地方自治法（昭和22年法律第67

号）第153条第1項に基づき、次に
掲げる事務は、神戸市市税事務所長
に委任する。

(1) 市税に関する債権（徴収金を除
く。）の賦課徴収に関すること。

(2) 市税に関する事項についての証
明に関すること。

(3) 租税特別措置法施行令（昭和
32年政令第43号）に基づく住宅
用家屋の証明に関すること。

3 市長は、前2項の規定により委任
した事務については、特に必要と認
めるときは、第1項及び第2項の規
定にかかわらず、自ら行うことがで
きる。

4 第1項及び第2項の規定により委
任された事務を行う場合において、
この規則その他の規則に当該事務に
係る申請書、許可書等の様式の定め
があるときは、当該様式中「神戸市
長」とあるのは、受任した「神戸市

市税事務所長」と読み替えるものと
する。

（条例第33条第4項の規定による市
民税の減免）

第15条の2　〔略〕

2、3　〔略〕

4　次に掲げるものに対して課する市
民税については、均等割を免除す
る。ただし、そのものが市民税の法
人税割を課せられるときは、この限
りでない。

（1）～（4）　〔略〕

（5）防犯協会、防火協会、交通安全
協会、自治会、管理組合法人、団
地管理組合法人、マンション建替
組合、マンション敷地売却組合、
敷地分割組合、地方自治法第260
条の2第7項に規定する認可地縁
団体、青年団、婦人会その他市長
が特に認めるもの

5、6　〔略〕

（条例第53条（第2項を除く。）の
規定による固定資産税の減免）

第18条　〔略〕

2　〔略〕

（条例第33条第4項の規定による市
民税の減免）

第15条の2　〔略〕

2、3　〔略〕

4　次に掲げるものに対して課する市
民税については、均等割を免除す
る。ただし、そのものが市民税の法
人税割を課せられるときは、この限
りでない。

（1）～（4）　〔略〕

（5）防犯協会、防火協会、交通安全
協会、自治会、管理組合法人、団
地管理組合法人、マンション建替
組合、マンション敷地売却組合、
敷地分割組合、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第260条の2第
7項に規定する認可地縁団体、青
年団、婦人会その他市長が特に認
めるもの

5、6　〔略〕

（条例第53条（第2項を除く。）の
規定による固定資産税の減免）

第18条　〔略〕

2　〔略〕

3 条例第53条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) [略]

(2) 一般財団法人神戸住環境整備公社及び神戸市道路公社並びに神戸市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人等、公益社団法人等及び株式会社

(3) [略]

(条例第70条第1項及び第2項に規定する標識のひな型)

第33条 条例第70条第1項に規定する標識のひな型は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による。

(1) 条例第65条第1号ア (次号に掲げるものを除く。) 及びウに係る 原動機付自転車 第52号様式 (その1) 又は第52号様式 (その2)

(1の2)、(2) [略]

(3) 条例第65条第1号エに係る原動機付自転車 第54号様式 (その1) 又は第54号様式 (その2)

3 条例第53条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) [略]

(2) 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社及び神戸市道路公社並びに神戸市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人等、公益社団法人等及び株式会社

(3) [略]

(条例第70条第1項及び第2項に規定する標識のひな型)

第33条 条例第70条第1項に規定する標識のひな型は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による。

(1) 条例第65条第1号ア に係る原動機付自転車 (次号に掲げるものを除く。) 第52号様式 (その1) 又は第52号様式 (その2)

(1の2)、(2) [略]

(3) 条例第65条第1号ウに係る原動機付自転車 第54号様式 (その1) 又は第54号様式 (その2)

(4) 条例第65条第1号<u>オ</u>に係る原 動機付自転車 第55号様式（その 1）又は第55号様式（その2） (5) [略] 2 [略]	(4) 条例第65条第1号<u>エ</u>に係る原 動機付自転車 第55号様式（その 1）又は第55号様式（その2） (5) [略] 2 [略]
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市市税条例施行規則の様式による用紙は、この規則による改正後の神戸市市税条例施行規則第2条の2第4項の規定により読み替えられた様式による用紙とみなして、当分の間、なお使用することができる。